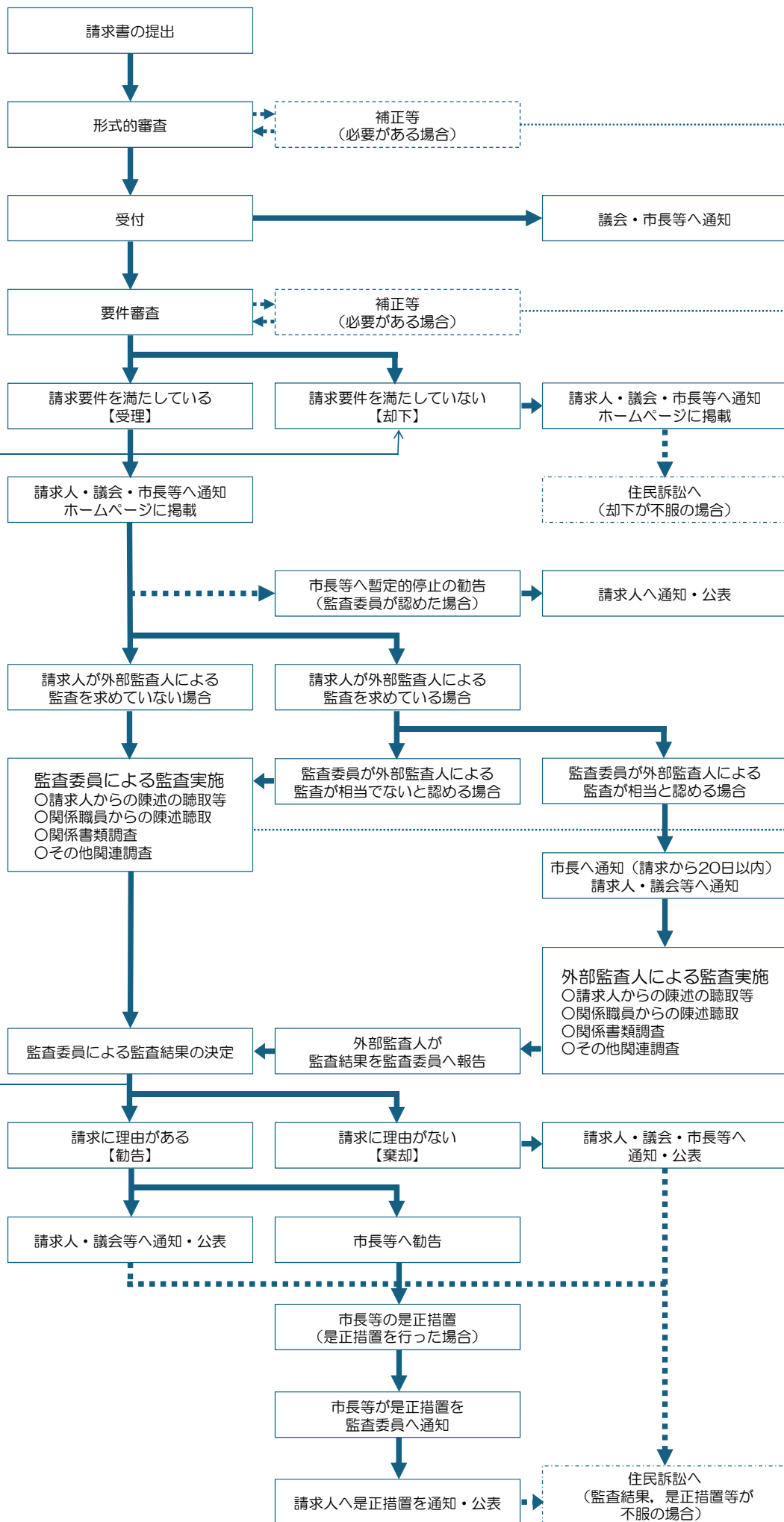


住民監査請求の流れ



形式的要件（氏名自署、事実証明書の有無等）の不備は、監査事務局職員が補正等をお願いします。補正等をしていただけない場合も、受付はいたします。

法定要件については、監査委員が審査の上、補正等をお願いする場合があります。補正等をしていただけない場合は、却下となります。

請求要件を満たしているかどうか明らかでない場合は、監査委員の判断で一旦受理した上で、本案審査と並行して要件審査をする場合があります。

請求人からの陳述の聴取等は、その実施の希望の有無等を聞いた上で行います。陳述は、請求人が公開を望まない場合等を除き、公開します。

60日以内
外部監査を行った場合は90日以内
※補正に要する期間を除く。